

茨木市食育推進ネットワーク規約

(名称)

第1 このネットワークは、茨木市食育推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）という。

(目的)

第2 ネットワークは、次の事項について、食に関わる関係機関及び団体等（以下「関係団体等」という。）が、相互に情報共有及び意見交換を行い、連携・協力による食育の取組を推進するとともに、会員の自主的な活動を促進することを目的とする。

(活動)

第3 ネットワークの活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康いばらき 21・食育推進計画の推進に関すること
- (2) 市民への食育の普及啓発に関すること
- (3) その他市内の食育推進の取組に関すること

(事務局)

第4 ネットワークに事務局を置き、茨木市健康づくり課の職員がその事務を処理する。

(会員)

第5 ネットワークの会員は、第2の目的に賛同する関係団体等のうち、ネットワークへの参加登録を行ったものとする。

- 2 ネットワークへの参加登録を希望するもののうち、その活動が公序良俗に反し、又は宗教活動や政治活動を目的とするものについては、登録を拒否することができる。
- 3 会員のうち、前項の要件に該当することが判明したものは、登録を抹消することができる。
- 4 会員の登録を受けようとするものは、茨木市食育推進ネットワーク参加申込書（様式第1号）を、また、会員のうち、ネットワークから脱退しようとするものは、茨木市食育推進ネットワーク退会申出書（様式第2号）を事務局に提出するものとする。
- 5 会員は、担当者や連絡先、活動内容など届け出た事項に変更があった場合には、茨木市食育推進ネットワーク登録情報変更届（様式第3号）を速やかに事務局に提出するものとする。

(期間)

第6 会員の参加登録期間は、食育推進計画の期間に準ずるものとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、事務局と関係団体等が書面により特段の申出を行わない時は、更に更新し次期計画の期間までとする。

(会議)

第7 会員相互の連携、活動等の連絡調整を図るため、ネットワーク会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議の庶務は事務局が処理することとし、座長は、健康づくり課長をもって充てる。

(その他)

第8 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この規約は、令和5年10月18日から実施する。